

八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「市工事等」という。）及び物件供給、役務、貸借等（以下「市物件供給等」という。）の契約（以下「工事請負等契約」という。）について、その適正な履行を確保するため、競争入札参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の措置について必要な事項を定める。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1各号及び別表第2各号（以下これらを「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、別表第2第9号又は第10号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ八代警察署長の意見を聴くものとする。

3 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者（八代市契約規則（平成17年八代市規則第178号）第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、工事請負等契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名回避)

第2条の2 市長は、有資格者が別表第3各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名回避を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件のいずれか2号以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。ただし、次条第1号に掲げる場合に該当するときは、指名停止の期間の短期の短縮は、それぞれ別表第2第4号又は第6号に定める指名停止の期間の短期を限度とする。
- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該指名停止について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は八代市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号の措置要件に該当したとき。それぞれ同表第4号又は第6号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）又は有資格者の役員（執行役員を含む。）若しくはその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号の措置要件に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。それぞれ同表第4号又は第5号に定める短期に1か月を加算した期間
- (3) 八代市の職員又は他の公共機関（国、地方公共団体、公社等をいう。以下同じ。）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号、第7号又は第8号の措置要件に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。それぞれ同表第6号、第7号又

は第8号に定める短期に1か月加算した期間

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合には、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が工事請負等契約に係る業務の全部若しくは一部を下請けし、又は再受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止委員会の設置)

第10条 市長は、有資格者の指名停止を審議するため、指名停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項に規定する委員会は、当該指名停止の事由が市工事等に関するものである場合にあっては八代市工事入札等指名停止委員会、市物件供給等に関するものである場合にあっては八代市物件供給等入札指名停止委員会とする。

(委員会の組織)

第11条 委員会の委員は、当該指名停止の事由が市工事等に関するものである場合にあっては八代市工事入札参加者資格審査委員会の委員を、市物件供給等に関するものである場合にあっては八代市物件供給等入札参加者資格審査委員会の委員（以下両委員会の委員を「委員」という。）をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の議事は公開しない。また、何人も審議の内容を外部に漏らしてはならない。

5 委員長は、急施を要し会議を開くいとまがないときは、委員会の会議に付議すべき事案を委

員に回議して決定することができる。

(報告等)

第13条 関係課かい長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに様式第4号による報告書を担当部長を経由して委員長に提出するものとする。

2 委員長は、前項の通知を受けたときは、委員会を招集するものとする。

3 委員長は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

4 委員長は、有資格者について指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、直ちに関係課かい長に通知するものとする。

(指名回避の手續)

第14条 第3条、第6条第1項及び第10条から第13条までの規定は、第2条の2の規定による指名回避について準用する。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は廃止する。

(1) 八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成17年8月1日行政管理部長専決)

(2) 八代市物件供給等に係る指名停止等の措置要領(平成17年8月1日行政管理部長専決)

(八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領等の廃止に伴う経過措置)

3 この要領の施行日前に廃止前の八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領又は八代市物件供給等に係る指名停止等の措置要領に基づき行った指名停止は、この要領に基づき行った指名停止とみなす。

(八代市制限付一般競争入札実施要領の一部改正)

4 八代市制限付一般競争入札実施要領(平成23年4月1日総務部長専決)の一部を次のように改正する。

第3条第1項4号中「八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第2条及び第3条」を「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成25年2月20日総務部長専決)第2条及び第3条」に改める。

(八代市工事請負業者選定要領の一部改正)

5 八代市工事請負業者選定要領(平成17年8月1日行政管理部長専決)の一部を次のように改正する。

別表経営事項審査基準日以降における不誠実な行為の有無の項中「八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(以下「指名停止要領」という。)」を「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成25年2月20日総務部長専決。以下「指名停止要領」という。)」に改める。

(八代市下請契約報告事務取扱指針の一部改正)

6 八代市下請契約報告事務取扱指針（平成23年4月1日総務部長専決）の一部を次のように改正する。

第5条第1項2号中「八代市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置」を「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成25年2月20日総務部長専決）に基づく指名停止措置」に改める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月16日財務部長専決）

（施行期日）

1 この要領は、平成29年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（指名停止措置の解除）

2 この要領の施行の際現に改正前の八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により行われている指名停止措置のうち、指名停止措置の対象となった行為について改正後の八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により算定すれば指名停止措置を講ずべき期間の末日が施行日前の日となるものについては、施行日において指名停止措置を解除する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条、第13条関係）

虚偽記載、契約違反及び事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 工事請負等契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事請負等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事、粗悪な履行)</p> <p>(2) 工事請負等契約の履行に当たり、過失により市工事等を粗雑にし、又は市物件供給等を粗悪にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 八代市内において締結する工事等の請負契約又は物件供給等の契約(以下「一般工事請負等契約」という。)の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合又は物件供給等を粗悪にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>(4) 工事請負等契約の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し工事請負等契約の相手方として不適当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(6) 一般工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)</p> <p>(7) 工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(8) 一般工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条、第13条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>（1）代表役員等、一般役員等又は有資格者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）が八代市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</p>
<p>（2）次のいずれかに該当する者が八代市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>（3）次のいずれかに該当する者が八代市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上8か月以内</p> <p>2か月以上4か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p>	
<p>（4）工事請負等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事請負等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月以上24か月以内</p>
<p>（5）次に掲げる業務のいずれかに関する行為が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事請負等契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 八代市内における業務</p>	<p>12か月以上24か月以内</p>
<p>イ アに掲げる業務以外の業務</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p>	
<p>（6）代表役員等、一般役員等又は使用人が工事請負等契約に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</p>

<p>(7) 次のいずれかに該当する者が八代市内の業務に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>12か月以上24か月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>9か月以上18か月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者が八代市外の業務に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>4か月以上8か月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>2か月以上4か月以内</p>
<p>(暴力団等又は暴力団等関係者の関与等)</p>	
<p>(9) 代表役員等、一般役員等、使用人若しくは有資格者の経営に事実上参加している者又は有資格者である法人が八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号。以下「暴排要綱」という。）別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。</p>	<p>暴排要綱別表右欄に定める期間</p>
<p>(10) 工事請負等契約の相手方が、暴力団等（暴排要綱第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）又は暴力団等関係者（同条第5号に規定する暴力団等関係者をいう。）であることを知りながらその者と下請契約、再委託契約、資材、原材料等の購入契約等を締結したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内で定める期間を経過し、かつ、工事請負等契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>(11) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(12) 市工事等の請負契約の履行に当たり、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>(13) 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

<p>(14) 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(入札執行における不誠実な行為) (15) 市工事等又は市物件供給等の入札の執行に当たり、入札担当者の指示に従わず、当該入札の公正な執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>

別表第3（第2条の2関係）

指名回避基準

措 置 要 件	期 間
(1) 経営状況等が不安定と認められるもの	当該認定をした日から当該事由が止むまで
(2) 工事成績評定の結果が60点未満の場合	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(3) その他市長が認める場合	当該認定をした日から1か月以上3か月以内